

第6節 屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

屋内貯蔵所の基準は、危険物令第10条の定めによるほか、次のとおりとする。

1 貯蔵又は取扱いの範囲

屋内貯蔵所において危険物以外の物品を貯蔵する場合にあつては、危険物規則第38条の4の規定によるほか、「屋内貯蔵所等における危険物以外の物品の貯蔵に係る運用基準について」（平成10年3月16日消防危第26号）によること。

屋内貯蔵所内の危険物の取扱いは、軽易な作業による詰替え、小分け、混合等の貯蔵に伴う取扱いで、1日の取扱量が指定数量未満であり、かつ、火災予防上安全な方法で行う場合に限り認められる。

2 保安距離（危険物令第10条第1項第1号）

保安距離については、第4節「製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準」1の例によること。

3 保有空地

保有空地については、危険物令第10条第1項第2号の定めによるほか、第4節「製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準」2の例によること。

4 標識、掲示板（危険物令第10条第1項第3号）

標識及び掲示板については、第4節「製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準」3の例によること。

5 軒高

危険物令第10条第1項第4号に定める「軒高」とは、地盤面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さをいう。（平成元年3月1日消防危第14号）

6 床面積の制限（危険物令第10条第1項第5号）

危険物令第10条第1項第5号に定める「床面積」は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによるものとし、建築確認申請において、建築主事が確認した面積と同一とする。

7 建築物等の構造

建築物等の構造は、危険物令第10条第1項第6号から第11号までの定めによるほか、

次のとおりとする。

- (1) 危険物令第10条第1項第6号ただし書の「延焼のおそれのない外壁、柱及び床」における「延焼のおそれのない」は「外壁、柱及び床」全てにかかるものであること。
- (2) 貯蔵倉庫に隔壁を設ける場合は次のとおりとする。
 - ア 隔壁は、開口部を有しない耐火構造とするとともに、屋根まで完全に区画すること。
 - イ 同類の危険物のみの貯蔵倉庫に設ける隔壁については、不燃材料として差し支えない。
 - ウ 類を異にする危険物を貯蔵する場合は、鉄筋コンクリート造とするよう指導する。
- (3) 危険物令第10条第1項第10号に規定する「禁水性物品」の貯蔵倉庫の床面は、設置場所の浸水状況を勘案して地上高を決定すること。この場合の地上高は15センチメートル以下としないよう指導する。ただし、これと同等以上の効果があると認められる措置を講じた場合は、この限りでない。
- (4) その他の基準については、第4節「製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準」4の例によること。

8 床の構造等（危険物令第10条第1項第11号）

危険物令第10条第1項第11号に定める「床の構造等」については、次によること。

- (1) フォークリフト等の出入りのために排水溝の上に蓋を設ける場合は、グレーチング等、当該排水溝の効用を損なわないよう設けること。
- (2) その他の基準については、第4節「製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準」5の例によること。

9 架台

危険物令第10条第1項第11号の2に規定する「架台」については、危険物規則第16条の2の2の定めによるほか、次のとおりとする。

- (1) 架台は、第3章第1「建築関係資料」別添第3の「床」に該当しない構造のものであること。
- (2) 危険物規則第16条の2の2第1項第3号に規定する「容器が容易に落下しない措置」とは、架台に不燃材料でできた柵等を設けることにより、地震等による容器の落下を防止するための措置をいう。
- (3) 移動可能な貯蔵棚を有する架台については、(1)及び(2)の定めによるほか、貯蔵棚が上下で架台のガイドレールに支持されるなど強固な構造のものとするとともに、容器を出し入れするために当該貯蔵棚を移動するときを除き、当該架台等に強固に

固定できる構造とすること。

(4) 架台の構造等については次のとおりとする。

ア 構造

(ア) 架台を新たに設置する場合

地震時の荷重に対して座屈及び転倒を生じない構造とすること。

この場合、設計水平震度（ K_h ）は静的震度法により、 $K_h=0.15 \cdot v_1 \cdot v_2$

（ v_1 :地域別補正係数、 v_2 :地盤別補正係数）とする。また、設計鉛直震度は設計水平震度の2分の1とする。

ただし、高さが6メートル以上の架台にあっては応答を考慮し、修正震度法によるものとする。（「危険物施設の消火設備、屋外タンク貯蔵所の歩廊橋及び屋内貯蔵所の耐震対策に係る運用について」（平成8年10月15日消防危第125号））

なお、高層倉庫等で架台が建屋と一体構造となっているものについては、建築基準法によることができる。

(イ) 指定数量の50倍以上の危険物を貯蔵する既設の屋内貯蔵所で現に設置されている架台

架台の更新・補修等の機会をとらえ、地震時の荷重に対して座屈及び転倒を生じない構造（上記(ア)と同じ。）となるよう改修すること。

イ 貯蔵位置について

低引火点の危険物については、できるだけ低い場所に貯蔵するよう指導する。

ウ 容器の落下防止措置について

(ア) 容器の落下試験高さ（危険物告示第68条の5第2項1号ニに掲げる表に定める危険等級に応じた落下高さをいう。）を超える高さの架台に貯蔵する場合

容器を荷崩れ防止バンドで結束する、柵付きパレット（籠状）で貯蔵するなどにより一体化を図る（パレットを用いる場合は、これと併せて架台にパレットの落下防止具、移動防止具等を取り付ける）こと。

(イ) 床面に直接積み重ねて貯蔵する場合

容器を荷崩れ防止バンドで結束するなどにより一体化を図ること。

10 採光及び照明の設備（危険物令第10条第1項第12号）

採光及び照明の設備については、第4節「製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準」6の例によること。

11 換気設備等（危険物令第10条第1項第12号）

換気の設備及び引火点70度未満の危険物の貯蔵倉庫に設ける「内部に滞留した可燃性の蒸気を屋根上に排出する設備」については、第4節「製造所の位置、構造及び設

備の技術上の基準」 7 (4) の例によること。

12 電気設備（危険物令第10条第 1 項第13号）

電気設備については、第 3 章第 2 「電気設備の基準」によること。

13 避雷設備（危険物令第10条第 1 項第14号）

避雷設備については、第 3 章第 3 「避雷設備の基準」によること。

14 建築物の部分に設ける屋内貯蔵所（危険物令第10条第 3 項）

建築物の部分に設ける指定数量の倍数が20以下の屋内貯蔵所については、危険物令第10条第 3 項の定めによるほか、次によること。

- (1) 屋内貯蔵所を同一の階において 2 以上設ける場合は、隣接して設けないこと。
- (2) 危険物令第10条第 3 項第 7 号に規定する「ダンパー」については、第 4 節「製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準」 4 (1)イ (イ) の例によること。
- (3) 1 階が耐火構造で、2 階が耐火構造以外の構造である建築物（1 階と 2 階とは開口部のない耐火構造の床で区画されている）の 1 階に屋内貯蔵所を設けることはできない。（平成元年 7 月 4 日消防危第64号）
- (4) 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分の用途は問わない。（平成元年 7 月 4 日消防危第64号）
- (5) 危険物令第10条第 3 項第 4 号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」には、「高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さ75mm以上のもの」（平成12年建設省告示第1399号第 1 第 1 号ト）も含まれる。（平成 2 年10月 31日消防危第105号）
- (6) 危険物令第10条第 3 項第 6 号に規定する「窓を設けないこと」とは、出入口及び法令上必要とされる換気設備等の開口部以外の開口部を有してはならないことを意味する。（平成元年 3 月 1 日消防危第14号）

15 特定屋内貯蔵所（危険物令第10条第 4 項、危険物規則第16条の 2 の 3）

危険物規則第16条の 2 の 3 第 2 項第 3 号により耐火構造にすることとされている「屋根」については、鉄筋コンクリート造等の強度のある構造とするよう指導する。

16 タンクコンテナに収納して貯蔵する場合

危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する場合にあっては、第 3 章第40「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用」によること。

17 ドライコンテナによる危険物の貯蔵

ドライコンテナにより危険物を貯蔵する場合は、第3章第48「ドライコンテナによる危険物の貯蔵」によること。